

妊婦のための支援給付のご案内

R7.4.1 現在

久慈市では、妊婦の産前産後期間に経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として、「妊婦支援給付金」を支給します。

給付金の支給を受けるためには**申請が必要**です。

対象者

次の①～②の両方に当てはまる方

① **申請時点で久慈市に住所を有する方**

② **令和7年4月1日以降に出産予定の妊婦の方**

※他の自治体で「出産・子育て応援給付金」または「妊婦のための支援給付」を受けている場合、既に給付を受けた分を除いて支給します。

※流産・死産等の場合でも、医師の証明書等により「妊婦のための支援給付」の対象となる場合があります。

給付額

1回目の給付：**5万円（口座振込）**

2回目の給付：**胎児の数×5万円（口座振込）**

支給までの流れ

- ①医療機関等で妊娠の診断を受けた後、久慈市に妊娠の届出をします。
- ②妊娠の届出をする際に、妊婦給付認定申請書を併せて提出します。
- ③申請後、おおむね1～2か月後に指定した口座に1回目の給付金が振込まれます。
- ④出産予定日のおおむね8週間前から「マタニティサロンゆるり」の会場において2回目の給付金申請を受付しますので、必要事項を記入のうえ、必要書類一式を子育て支援センターにご持参ください。
- ⑤届出後、おおむね1～2か月後に指定した口座に2回目の給付金が振込まれます。
※2回目の給付金申請について、「マタニティサロンゆるり」への参加が難しい場合はご相談ください。

申請・届出の期限

1回目の給付：胎児の心拍が医療機関で確認された日から起算して、2年を経過する日まで。

2回目の給付：出産予定日の8週間前から起算して、2年を経過するまで。

※申請や届出は、期限によらず早めの申請をお願いします。

問い合わせ先

久慈市こども家庭センター
出産育児支援係

窓口申請受付（要予約） 平日 9時～16時
予約電話予約 平日 8時30分～17時15分
電話：0194-66-8288



←詳細は久慈市ホームページでもご確認いただけます。